「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第七項第一号に掲げる額をいう。

h　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第七項第二号に掲げる額をいう。

i　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第七項第三号に掲げる額をいう。

(3)　リスク・アセット等

a　「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第十六条の規定に従い算出された額をいう。

b　「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十条第四項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第四条第三項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

c　「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第十七条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

d　「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用組合において、自己資本比率告示第十八条第一項の規定に従い算出された額をいう。

e　「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用組合において、自己資本比率告示第十八条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4)　その他

a　本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「－」を記載すること。

b　表示単位（「百万円、％」又は「千円、％」）を表の枠外に記載すること。

（農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正）

第三条　農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁農林水産省告示第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「三月二十八日」を削る。

第二条第一項中「次項に定める」、「第三項に定める」及び「第四項に定める」を削り、同条第二項中「自己資本」を「前項の自己資本」に改め、同条第三項中「定性的」を「第一項の定性的」に改め、「の各号」を削り、同項第二号ヘ中「、第百二条」を削り、「第二百二十四条」を「第二百二十四条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第百二条」」を加え、同号チ中「次に掲げる」の下に「エクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める」を加え、同号ヌ中「実績値」を「実績値と」に改め、同項第三号イ中「又は基礎的内部格付手法」の下に「（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてＬＧＤ及びＥＡＤの自金庫推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）」を加え、同号イ(2)中「農林中央金庫が」を削り、「を採用する場合」を「が適用されるポートフォリオに係るもの」に改め、同項第五号イ(9)及びロ(3)中「第二百二十四条」を「第二百二十四条第一項」に改め、同号ハ(9)及びニ(4)中「第二百七十九条の五第二項」の下に「において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百二十四条（第一項第二号を除く。）」を加え、同項第七号イ中「、時価及び」を「及び時価並びに」に改める。

第三条の見出し中「連結における事業年度」を「連結会計年度」に改め、同条第一項中「次項に定める」、「第三項に定める」及び「第四項に定める」を削り、同条第二項中「自己資本」を「前項の自己資本」に改め、同条第三項中「定性的」を「第一項の定性的」に改め、「の各号」を削り、同項第一号イ中「に規定する」を「の規定により」に、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）」を「連結財務諸表規則第五条」に改め、同号ニを削り、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

第三条第三項第十一号中「前項に定める」を削り、同条第四項中「定量的」を「第一項の定量的」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「その他金融機関等」の下に「（自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）」を加え、同項第三号ヘ中「、第百二条」を削り、「第二百二十四条」を「第二百二十四条第一項」に改め、「（自己資本比率告示」の下に「第百二条」」を加え、同号チ中「次に掲げる」の下に「エクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める」を加え、同号ヌ中「実績値」を「実績値と」に改め、同項第四号イ(2)中「農林中央金庫が」を削り、「を採用する場合」を「が適用されるポートフォリオに係るもの」に改め、同項第六号イ(9)及びロ(3)中「第二百二十四条」を「第二百二十四条第一項」に改め、同号ハ(9)及びニ(4)中「第二百七十九条の五第二項」の下に「において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百二十四条（第一項第二号を除く。）」を加え、同項第八号イ中「、時価及び」を「及び時価並びに」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一号の額を直近に終了した連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第五号及び第七号において同じ。）末の為替レートでユーロに換算して得られたものが、二千億ユーロを超える場合における第一項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一　資産及び取引に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ　派生商品取引及び長期決済期間取引に関する再構築コストの額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。）

ロ　レポ形式の取引に係るグロスの資産残高及び貸出資産と借入資産との評価差額

ハ　資産の額（イ及びロに掲げるもの、普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額並びにその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額を除く。）

ニ　オフ・バランス取引（派生商品取引及び長期決済期間取引並びにレポ形式の取引を除く。）の与信相当額

二　金融機関等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、厚生年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下この号、次号及び第八号において同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ　金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）

ロ　金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。第四号において同じ。）の保有額